

○佐野市後援名義等使用承認要綱

平成17年2月28日

訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が市以外のものの行う行事について後援及び推薦名義(以下「後援名義等」という。)の使用を承認する事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (2) 推薦 映画、演劇、出版物等のうち、教育的、文化的等に価値があり推薦することをいう。

(承認の基準)

第3条 次の承認基準に該当する場合は、後援名義等の使用を承認することができる。

(1) 行事内容の承認基準

ア 佐野市の行政の推進、普及又は啓蒙に寄与するもので公益性のあるもの。ただし、営利的及び宗教的目的を有するものは除く。

イ 事業規模が原則として広域的であること。

(2) 前号以外の承認基準

ア 主催者が行政機関、公益法人、報道機関、公的団体等(行政機関が補助、指導、育成等を行っている団体等)その他市長が特に認める団体等であるもの

イ 講演会、講習会、研修会その他集会にあっては、その講師が行事目的に真の適任者であるもの

ウ 開催、開設の場所にあっては、公衆衛生、公害防止等について十分な設備及び措置が講じられているもの

(申請の手続等)

第4条 後援名義等の使用承認を申請しようとする者は、後援名義等使用承認申請書(別記様式第1号)を、行事の開催前14日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書を受理したときは、速やかに承認の可否を決定し、承認する場合は後援名義等使用承認決定通知書(別記様式第2号)により、承認しない場合は後援名義等使用不承認決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第5条 後援名義等の使用を承認する場合は、次の条件を付することができる。

- (1) 使用承認期間は、承認した日から当該事業終了までとし、6月を限度とすること。
ただし、引き続き申請のある場合又は事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 承認後において、事業計画に変更があった場合は、直ちに届けさせること。
- (3) 必要があると認めるときは、後援名義等の使用者に対し、後援名義等使用実施報告書(別記様式第4号)の提出を求めること。

(承認の取消し)

第6条 後援名義等の使用の承認後、事業内容等において第3条の規定に反する事項が判明した場合は、承認を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の佐野市後援名義等の使用承認に関する要綱又は葛生町教育委員会後援名義等の使用承認に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。